

文京区補助金等チェックシート

所属

区民部区民課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区コミュニティバス運行事業補助金							
根拠規定等	文京区コミュニティバスの運行に関する協定書、 文京区コミュニティバス第二路線の運行に関する協定書、 文京区コミュニティバス運行事業補助金交付要綱							
創設年月	平成	19	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕 7年	終了予定年月	
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕		
見直しの内容								
予算科目	3 区民費		1 区民行政費		1 区民行政総務費	19 コミュニティバス運行	1 コミュニティバス運行	実施計画事業番号 198
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	コミュニティバスの安定的な運行を推進するため						
補助事業等の内容	文京区との協定に基づいて実施されるコミュニティバス運行事業						
補助対象経費の内容	運行事業に要する経費(車両の購入等に係るものを除く。)のうち、人件費、燃料油脂費、修繕費、固定資産償却費、保険料、施設使用料、施設賦課税及びその他区長が必要であると認めた経費						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他 [特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 日立自動車交通株式会社						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額) <input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input checked="" type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他 [その他の場合は具体的に記入] [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]						
公募の状況	プロポーザルにより決定したバス運行事業者に対して補助しているため、補助金の申請に係る公募は行っていない。						
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 ()						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者	
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し)	上乗せの内容・理由					
<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)							

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	無作為抽出の区民アンケートにおいて事業継続を求める意見が過半数を超え、実績としても年間で90万人を超える利用者が存在している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	基本構想、実施計画、都市マスタープラン等において、移動しやすい環境づくりや拠点間ネットワークの充実が掲げられている。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	区主導で開始した事業であることに加え、運賃についても公益性に配慮して安価に設定した経緯がある。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	運賃転嫁による利用者負担の増、減便又はバス運行事業者の事業からの撤退が懸念される。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	C	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	C	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	B	運賃転嫁等により可能であるが、減便や再値上げ等の悪循環が危惧され、安定的な運行のために補助金の支出が有効である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	赤字による運賃増額や減便などの発生がないことから、利用者に対してコミュニティバスの安定的な運行を継続的に提供できているといえる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	赤字額に対し補助金額が大きく不足すると、その補填のため、運賃転嫁等の利用者への負担増や減便、廃止等の利便性の低下が危惧される。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	利用者に対し、コミュニティバスの安定的な運行を継続的に提供できているといえる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	地方自治法その他諸規程への抵触はないものと認識している。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	運行開始当初より大きな問題なく本事業を実施し続けており、当該補助目的と合致しているといえる。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	補助金交付時の確認において不適正な会計処理等は見受けられない。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	2	2	2	2
決算(予算)額	27,968	24,841	29,000	31,000
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	7,500	7,500	5,000	0
その他	0	0	0	0
一般財源	20,468	17,341	24,000	31,000
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	日立自動車交通(株)により、千駄木・駒込ルート及び目白台・小日向ルートの2ルートで運行され、平成26年度は前年度に比べ両ルートともに利用者数が増加した。 収支実績は前者が△11,986,822円、後者が△18,298,845円であったため、補助金額についてはそれぞれ11,000千円、18,000千円と、ともに交付限度額(予算額)での交付となったものである。			

5 課題及び今後の方向性

コミュニティバスは、公共交通不便地域の解消という事業目的から、都バス等が進入できない狭隘道路についても運行する必要があり、定員の少ない小型車両を使用している。このことから、利用者を増やすことによる運賃収入増加には一定の限界があるといえる。当該補助金は赤字補填的な性質があるため、今後、補助金額の削減を図るに当たり、協賛金をはじめとした広告収入の増加により、補助事業者の営業収入を増やしていく必要がある。